電 気 需 給 契 約 書（案）

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という。）は、奈良県立医科大学で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき、奈良県立医科大学で使用する電気の需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第２条　本契約の要領は、次のとおりとする。

 　（１）供給電圧　20,000ボルト

 　（２）契約電力　5,500kW

 　（３）需給地点　公立大学法人奈良県立医科大学

　　　　　　　　　　奈良県橿原市四条町840番地

 　（４）供給期間　令和6年12月1日0時から令和7年11月30日24時まで

　　（５）契約金額　料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制によるものとする。また、次に掲げる各金額には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。なお、税率の変更が生じた場合は、受注者は発注者に対して相当額を加減した契約単価を通知することとし、特段の変更手続きは行わない。

 　ア　基本料金

 　 　基本料金（常時）　　　 　金　　　　　円／kW月

 　 　基本料金（予備）　　　 　金　　 　　 円／kW月

 　イ　電力量料金

 　　重負荷季における電力量料金　金　　　 円／kWh

例は時間帯別ですが季節別でも構いません。

　　　　　 昼間時間における電力量料金　金 　　 円／kWh

 　　夜間時間における電力量料金　金　 　　円／kWh

　　　　　 重負荷季、昼間時間、夜間時間の定義については受注者が定める電気需給約

款による。

　　（６）供給仕様等　仕様書のとおり。

（権利義務譲渡の禁止）

第３条　受注者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（機密を守る義務）

第４条　発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約に関する事項及び本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。第２条第４号に規定する供給期間（以下「供給期間」という。）終了後または本契約の解除後においても同様とする。

（計量及び検査）

第５条　受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、〔原則として前月の計量日０時から当月の計量日前日２４時　／　毎月１日の０時から当該月最終日の２４時〕までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者の検査を受けるものとする。

 ２　受注者が発注者の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、発注者は可能な限りこれに応ずるものとする。

（代金の支払等）

第６条　受注者は、第５条の規定による検査に合格したときは、月毎に第２条（２）に定める契約電力に第２条（５）アに定める基本料金を乗じて得た額に、計量期間にかかる使用電力量に第２条（５）イに定める電力量料金を乗じて得た額を加算した金額から第７条に定める割引または割り増しを行い、これに燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。

 　なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数は、切り捨てるものとする。

 ２　発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受注者が定める電気需給約款に基づき受注者に代金を支払うものとする。

（力率割引および割り増し）

第７条　受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

 　なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める需給契約条件［高圧・特別高圧］の規定によるものとする。

（燃料費調整額及び賦課金）

第８条　受注者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃 料費の調整を行うことができるものとする。

　　 なお、燃料費調整単価・市場価格調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める需給契約条件［高圧・特別高圧］・料金表［高圧・特別高圧］の規定によるものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

（１）受注者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。

（２）受注者がその責に帰する事由により履行期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）受注者が正当な理由がないのに本契約の履行の着手を遅延したとき。

（４）受注者が本契約の履行に関し不正な行為をしたとき。

（５）受注者が正当な理由がないのに検査、検収等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

（６）受注者が本契約事項に違反することにより、本契約の目的を達することができないと認められるとき。

２ 発注者は、前項に定める場合のほか、本契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、本契約を解除することができる。

３　受注者は、正当な理由があるときは、その理由を発注者に通知して本契約を解除することができる。

４　暴力団等排除に係る解除

 　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

 　また、暴力団等排除に係る解除の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、落札金額の１００分の１０に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。 ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）本契約に係る下請契約等に当たって、第(１)号から第(５)号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第(６)号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せずまたは警察に届け出なかったとき。

（その他）

第１０条　本契約書に記載なき事項については、受注者が定める電気需給約款によるものとする。ただし、規定のない場合は発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

　 本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、　各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

発注者：奈良県橿原市四条町８４０番地

 　　　 公立大学法人奈良県立医科大学

　　　　理事長　細井　裕司　　　　　　　　印

受注者：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印